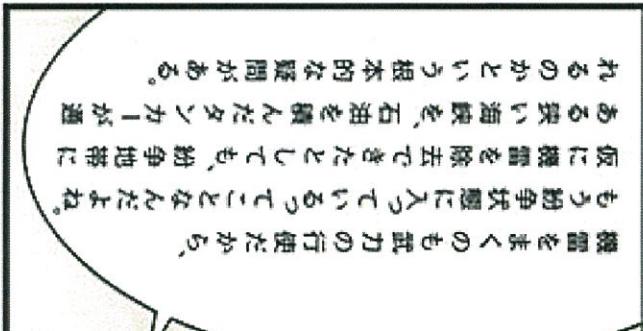






確かに危なすぎるとね。



ある狭い海峡を、石油を儲ただタシカ一が通
じる競争を除去できたとしても、紛争地帯に
あるのかどう根本的な疑問がある。



નવીન પત્ર



かといふ問題もある。
たゞ、航海活動に加わられる

集団的自衛権を行使することによるりスク



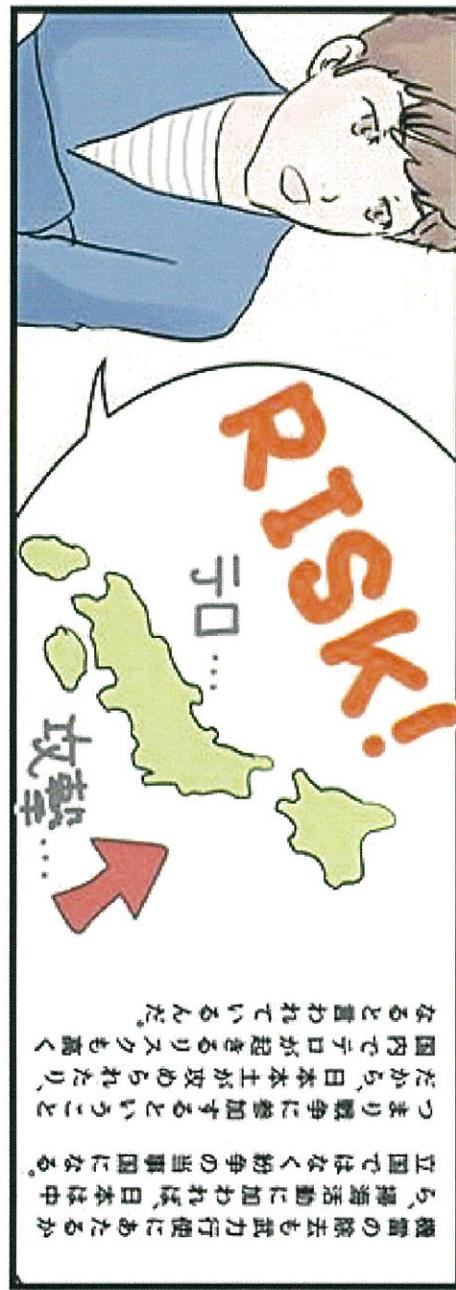
日本は資源が乏しいから、それなりの備えはしているけれども、この備蓄がなくなるまでは、とにかくこれで済んでいた。これが外交渉などでの日本政府の立場だよ。

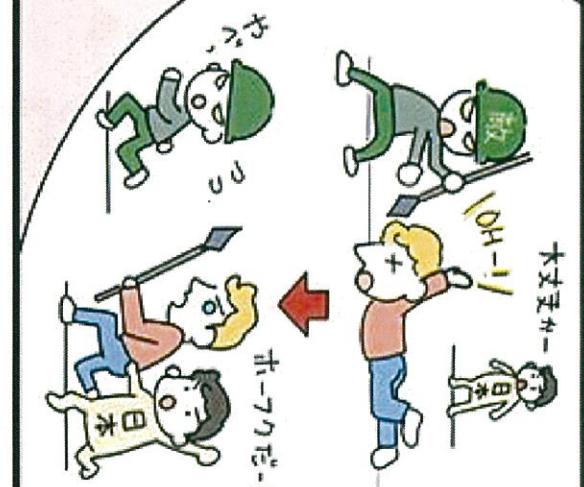
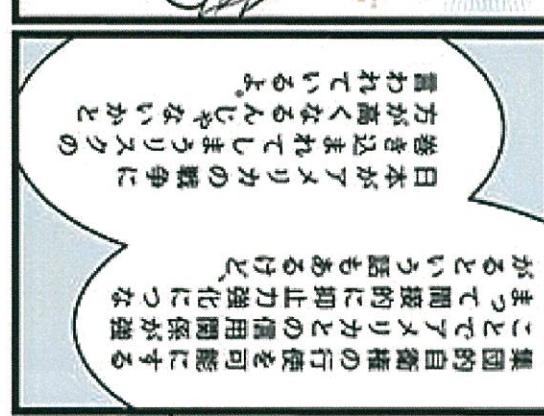


石油儲蓄法といたる法律があつて、これは90日分の石油を儲蓄しなければなりません。民間でも相当の儲蓄をしでいるよ。



日本に石油を運ぶタクシーカーの8割は
日本を通過する。機雷がまかれるなどタクシーカーが通れなくなつて、
日本に石油を運ぶタクシーカーの8割は
立場に該当するといふのが
政府の説明なんだ。



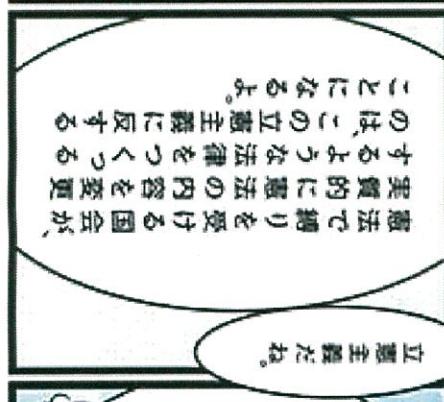


そのが集団的自衛権の行使だよ。その國と一緒に反撃するといふね。



憲法で継りを受ける國会が、實質的に憲法の内容を變更するには立憲主義に反するのみである。

立派な腰だね。



憲法は、権力をが盡用しないで、



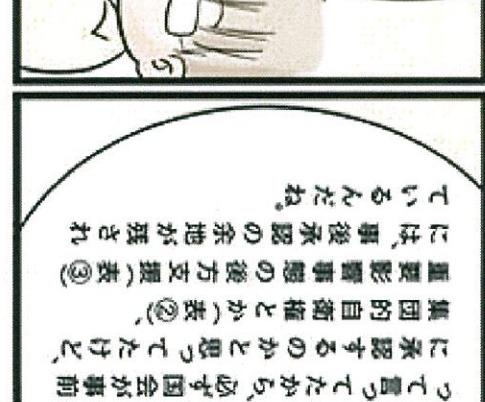
するからだ！



どうしてこれで使
てきませんか？



そればそれが事前に承認す

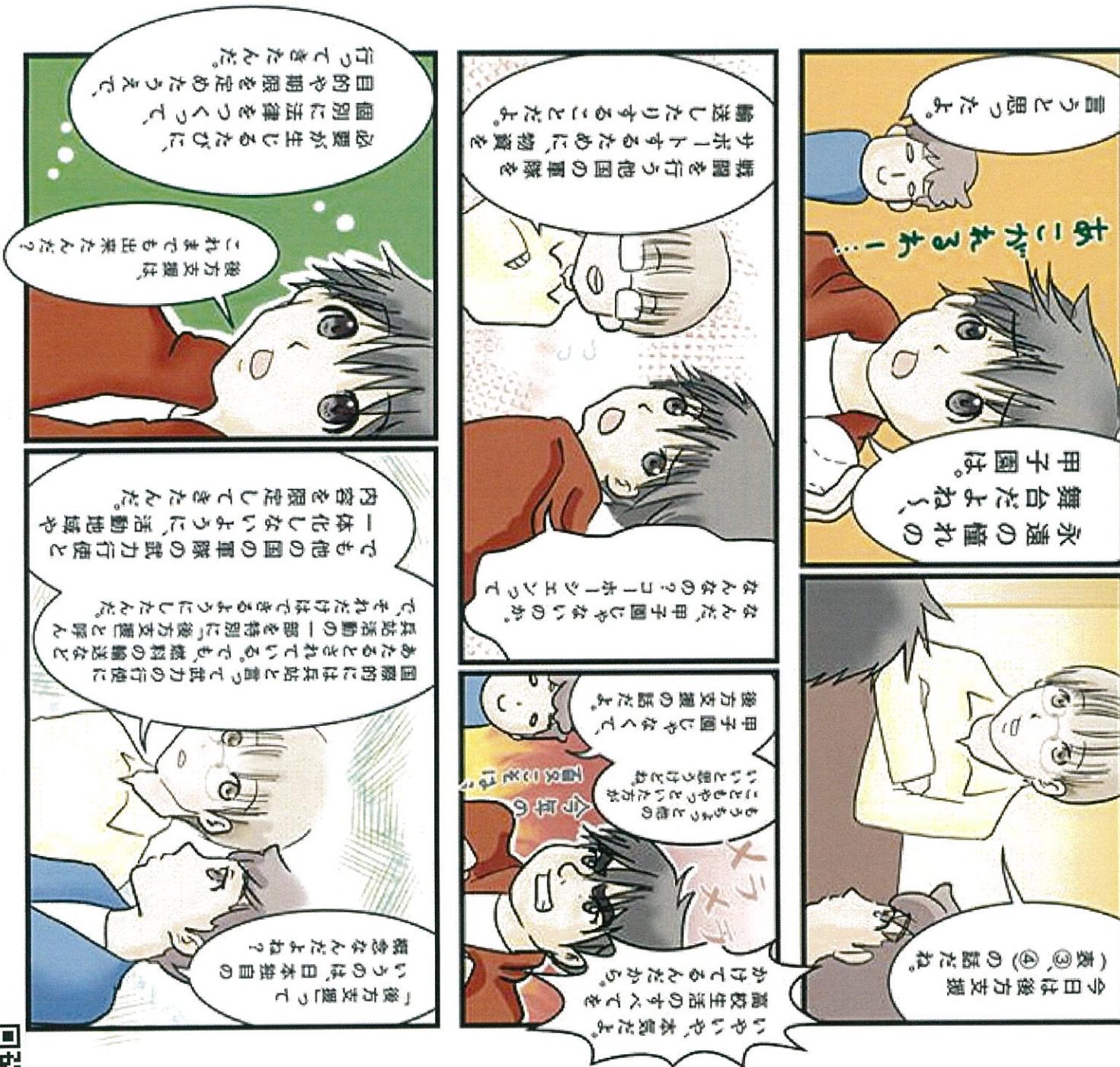


一九四〇年九月

①武力使用基準 —個別の自衛権の行使	
武力行使	②自立的自衛権 (事態開拓法)
—統合的もの	国連加盟法 —集団的安全保全機関の一環としての武力措置への參与
後半期	国際平和共存片端本願 (国際平和支援法) —協力支援活動
後方支援	③重要影響事態 (重要影響事態又全般保護法) —後方支援活動
第一段落の実力行使と併せて	
武器使用範囲の拡大	⑤自衛権法の改正 —武器使用の範囲 —在外公人の救護のための武器使用 から軍事的手段による 暴政鎮圧も含む。
平時	⑥国際平和協力法 —繋げつけ国際のための武器使用 堵塞性維持活動のための武器使用
日本への影響を考慮する	日本への影響を考慮しない







上越中央法律事務所

教えて! 安保法制がわかりません。

安保法制がわかりません。

A vertical decorative border on the left side of the page. It consists of a series of blue and white abstract shapes, including circles, ovals, and a four-pointed star, arranged vertically along the left edge.

第三話「後方支援」



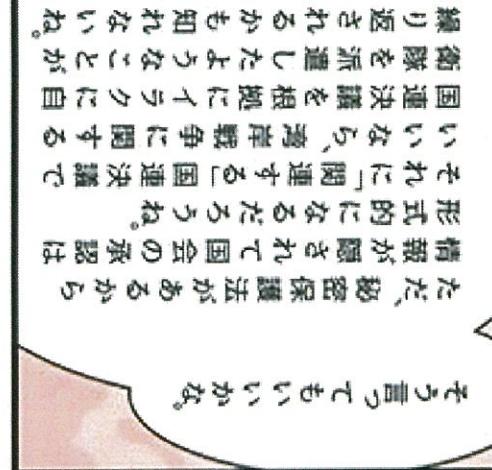


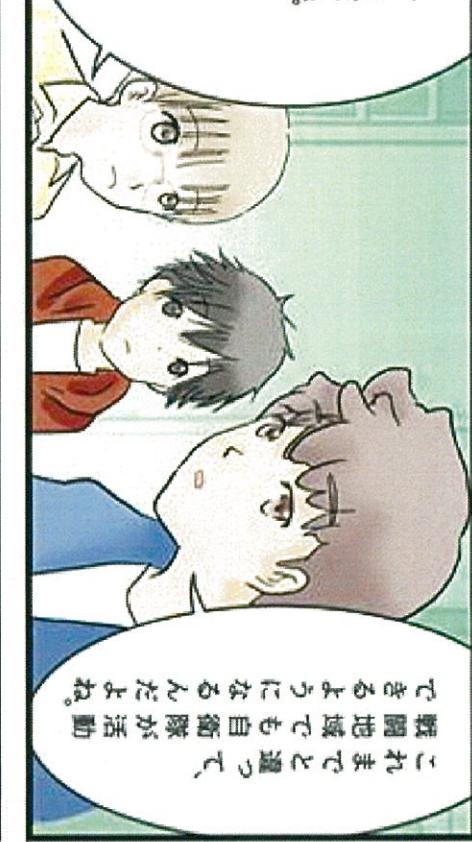
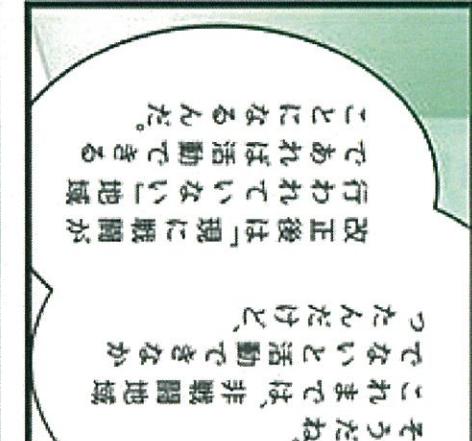
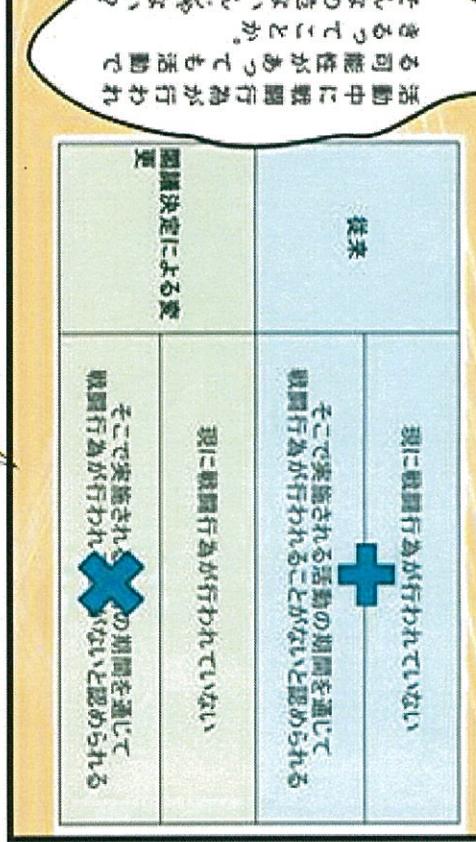
武力行使	
一概に不可	（公的行為の範囲） （軍事行動） （軍事行動の範囲）
一概に可	（公的行為の範囲） （軍事行動） （軍事行動の範囲）
慎重考慮の範囲	（公的行為の範囲） （軍事行動） （軍事行動の範囲）
一概に不可	（公的行為の範囲） （軍事行動） （軍事行動の範囲）



そのとおり。
でも、今回ばかりはいつもよりも自衛権を活用
できることにするために、恒久的な法律(表④)国際平和支援法
をつくらうとしているよ。

とか
だね。





教えて!

安保法制がわかりません。

作: 上越中央法務事務所

第四話「PKO法改正」

今日は第⑥のPKO
協力法の改正の話だね。

現行法	改正法により加わるもの
I 参加する対象	国連PKO  国際連携平和安全活動
II 自衛隊の任務	道路・橋の補修 道物の建設等  治安維持活動 警けつけ警護
III 武器使用の基準	正当防衛・緊急避難 武器等を防護する場合  任務遂行のための武器使用

最近の例で言えば、一SAP

国連が統轄しない活動って

どういってる?

PKOだけじゃなくて

自衛隊の任務って

どういってる?

PKOだけじゃなくて

武器使用の基準って

どういってる?

ISAPって聞いたことはある

ISAPってわかんないな。

アイサフだよ。

アイサツじや公へて

挨拶はやっぱり

基本だよね。

参加できるようにならに必要な(表)。

国連PKOだけじゃなくて

自衛隊の任務って

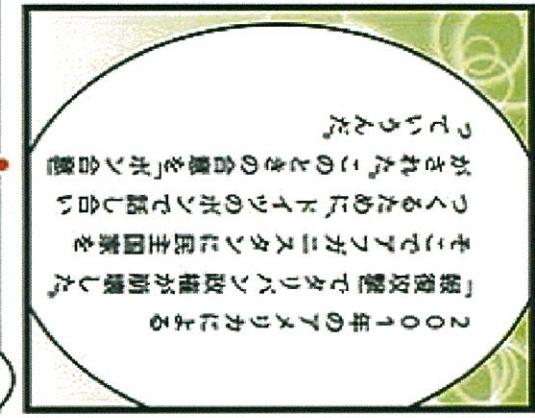
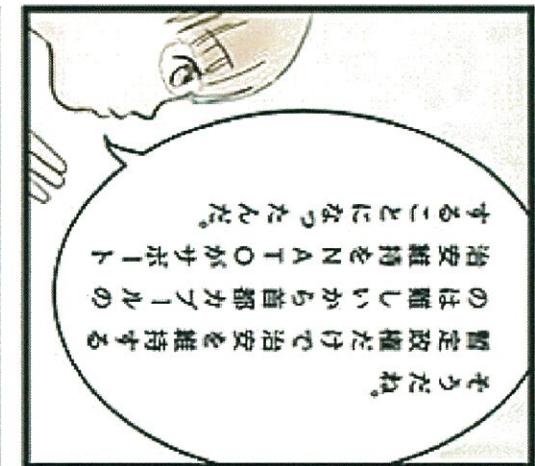
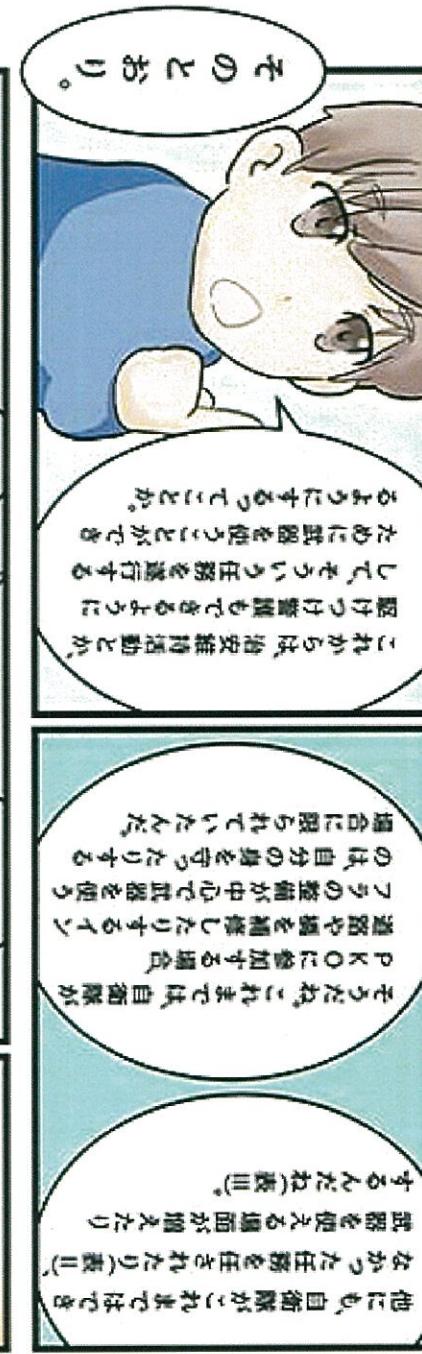
どういってる?

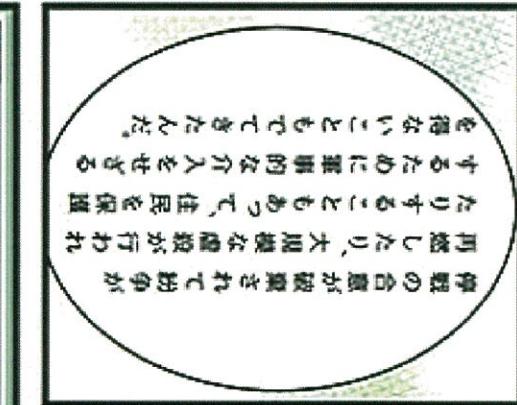
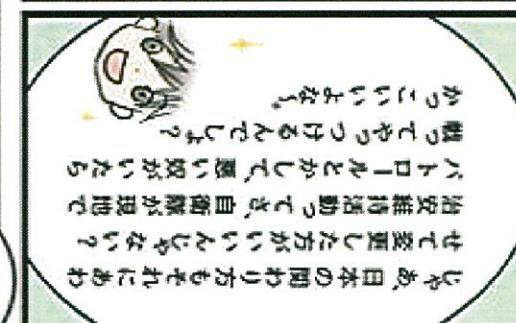
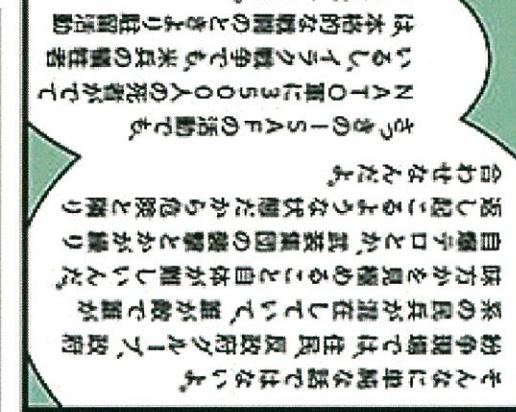
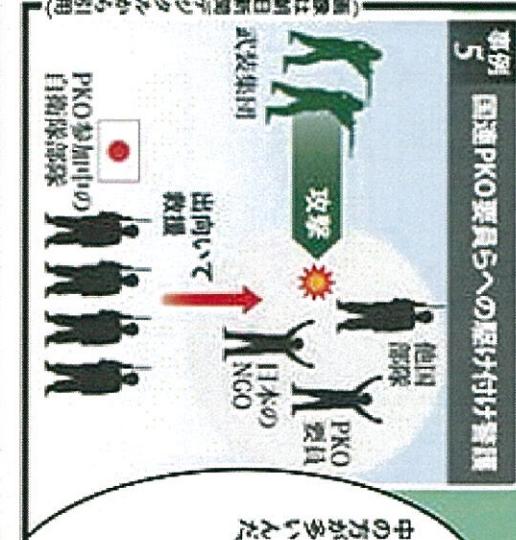
武器使用の基準って

どういってる?

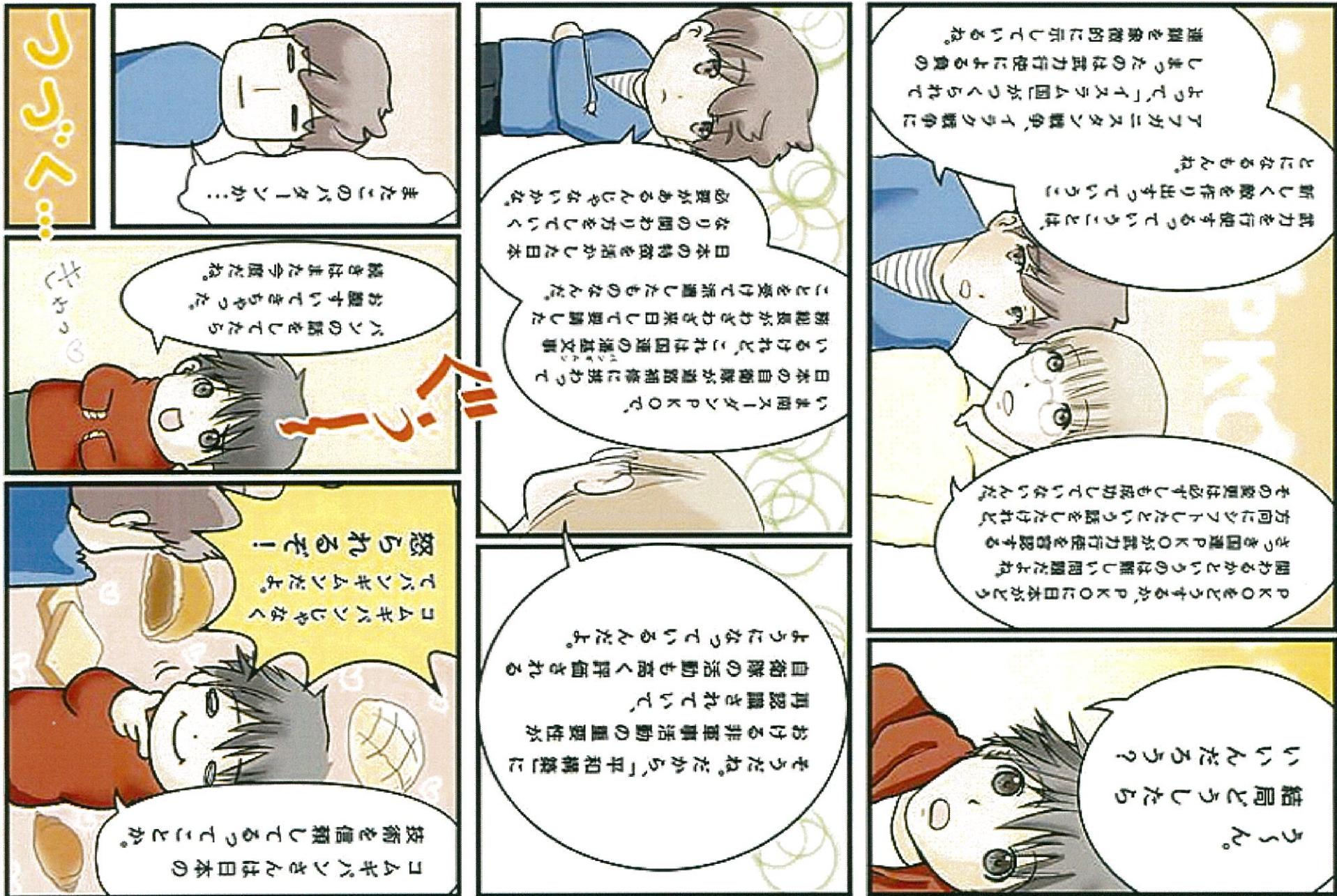
ISAPってあるね。











教えて!

安保法制がわかりません。

パンパニャン

第五話「自衛隊法改正」

（作：上原ひかる・脚本：河野洋一）

最後は、表⑤の自衛隊法の
改正についてだね。

と、外 国軍隊の武器等防護かな。
大きな変更は、在外邦人の救出
改正是いくつかあるけれど、

話やないんだね。
これも、紛争の時の時

武力行使	
自衛隊のもの	（國立公衆衛生院 （衛生研究所））
一概に自衛隊のもの	（國立公衆衛生院の行政 一概に公衆衛生院の一員としての武力行使への参加）
他方支援	（國立公衆衛生院事務 （衛生研究所））
一概に民間のもの	（國立公衆衛生院 （衛生研究所））
武力使用権限の拡大	（⑤自衛隊法の改正 一概に個人の保護のための武器使用 一概に外邦人の保護のための武器使用 一概に外邦人の武器等の防護のための武器使用 自衛隊の武器等の防護のための武器使用）
等	（國立公衆衛生院事務 （衛生研究所））

在外邦人の救出

日本人が誘拐された場合や、
大使館等が占拠された場合、「
輸送ではできるけれど、
救出ではできない」と規定は

現行法では、在外邦人の
「輸送ではできるけれど、
救出ではできない」と規定は

自衛隊ってそんなにすいに
じとかできるの？

想定されているの？
どういうケースが
救出って、

できるようですかとた。
これを改正して「救出」も

そらだね。

日本人が誘拐された場合や、
大使館等が占拠された場合、「
輸送ではできるけれど、
救出ではできない」と規定は

とにかくないと思うよ。
だから、自衛隊にはそやんな
世界最強のアメリカ軍で



（出典：朝日新聞テクノカルがらみ用）



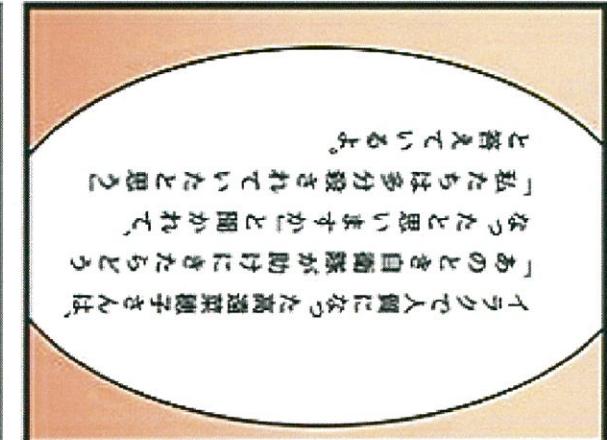
外国軍隊の武器等防



現行法では、自衛隊の武器等を防護することは認められている。これ改正して、他国軍の武器等を防護することができるようになりますんだ。



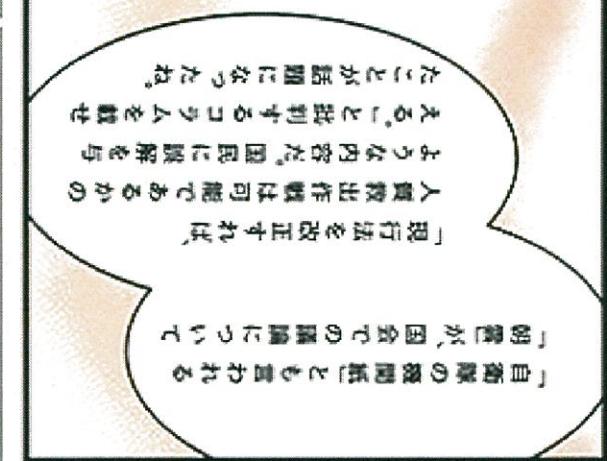
地元の有力者とか、中立性が高い
団体組織間に仲介してもらい、交渉
で解決を図ることが重要なんだ。
実際、アフガニスタンで発生した
NGOの機関の取扱事件はほとんど
どのケースでこのような交渉
によって解決しているよ。



「あのかき自衛隊が助けにきいたらどうなった」と思ひますか」と聞かれて、「私たちは多分殺されていたと思う」と答えていました。



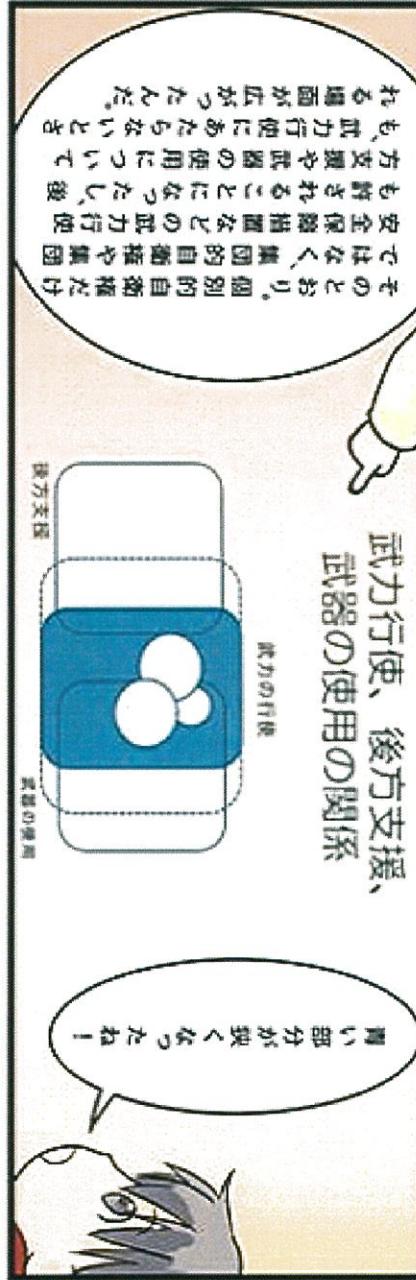
連隊が出て行った人間に



現行法を改正すれば、人質救出作戦は司能であるかの
ようない内容だ。国民に瞭解を与える。」と批判するコラムを載せ
たことが話題になつたね。

自衛隊の被服簡易紙とともに言われる





おしまい。



	初級	中級	上級	達人！
メディアを通じて	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュースを見る ・記事を読む 	ニュースをSNSでシェアする	<ul style="list-style-type: none"> ・感想や要望をメディアに送る ・新聞に投書する 	雑誌などに企画を持ち込む
アピール行動で	ビラを受け取る 署名に応じる	パレード等に参加する	サイレントスタンディングをする	集会やパレードを自分で企画する
学習会で	学習会などに参加する	知人・友人を誘って一緒に参加する	学習会を自分で企画する	自分で講師をする
宣伝ツールを利用して	電車やバスなどで宣伝ツールを読む	知人・友人に宣伝ツールを渡す	自分で宣伝ツールを作る	宣伝ツールを置いてくれる店などを探す

声を 広げる	メディアを 通じて	ニュースを探すのに便利			メディアの連絡先一覧		
		憲法擁護fbチーム			りぽん・ぶりじぇくと2015		
	アピール 行動で	サイレント スタンディング		プラカード		イベント情報	
		解釈で憲法9条を 壊すな		SEALDs KANSAI	総がかり行動 実行委員会	プラカードGallery	りぽん・ぶろじぇくと2015
	学習会で	講師派遣の要請			講師派遣の要請(新潟県)		
		明日の自由を守る若手弁護士の会			新潟県弁護士会憲法派遣制度		
	宣伝ツー ルを利用して	安保法制を解説したマンガ 『教えて！アンポンタン！』		カウンタービラ		あすわか作成リーフ	
		上越中央法律事務所		平和安全法制？ うそばっかり		明日の自由を守る 若手弁護士の会	
声を 届ける	政党	自民党	公明党	民主党	維新の党	共産党 info@jcp.or.jp	社民党
	国会議員	りぽん・プロジェクト2015			首相官邸		